

横浜市営地下鉄横浜駅B1飲料自動販売機設置事業者
公募要領に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答内容
1	<p>①各区画設置台数4台以上とあるが、この4台については、全てが4ページ記載の「自販機機能等」を満たしている必要があるのか。それとも、4台の内どれかが満たしていればいいのか。</p> <p>②自販機ラッピングは必須項目なのか。 【要領2頁 1入札物件※、4頁 3公募条件等(5)自販機の機能等】</p>	<p>①1台1台にすべての機能(4ページ(5)自販機の機能等に記載)が備わっていなければなりません。</p> <p>②本要領記載の「ラッピング」とは、自販機自体の外装のことであり、駅オリジナルのデザインは必須ではありません。ただし、自販機自体の外装について、コンコース及び周辺店舗のデザインと調和しているか、自販機設置前に事業者様と調整させていただく場合があります。</p>
2	<p>模様替えについて、原状回復後の状況判断とあるが、模様替えをせずに自販機設置のみの対応という事は可能か。</p> <p>A区画については契約期間が2年間と短く、また現在と同じレベルの模様替えとなると、費用が掛かる見通しの為、入札可否の大きな要因となる。 【要項5頁 3公募条件等(7)サ】</p>	<p>契約期間満了(平成29年度末)後、A区画付近で工事を予定しておりますので、模様替えの内容については、事業者様側において過度の負担とならないように、事業者様と調整させていただきます。</p>
3	<p>A区画、B区画ともに現在の歩率について、教えてもらうことは可能か。</p>	<p>企業の営業活動に関する内容のため提示できません。</p>